

生活保護（生業扶助）世帯、または非課税世帯の方へ 奨学のための給付金制度（返還は不要）のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

※ 新入生への前倒し給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

令和7年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- **生活保護（生業扶助）世帯、または「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税の世帯**で、高等学校等就学支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- **保護者、親権者等が、茨城県内に在住していること。**
（茨城県内の高校に在学する生徒で、**保護者等が茨城県外に在住している場合は、保護者等が在住する都道府県に申請することとなります。**
詳しくは、事務室にお問い合わせください。）

3. 給付額（1人あたり）

生活保護世帯： 52,600円

「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税の世帯：152,000円

※ 詳細は、給付額等確認シート【通常版】（県内学校用）を御覧ください。

※ 新入生への前倒し給付を受給された世帯は、上記の額から前倒し給付分の額を減じた額が支給されます。

4. 支給時期（予定）

令和7年11月頃

5. 申請方法

申請書類は、事務室または学校 HP にて配布しています。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、**必要書類を添付し、7/23（水）までに**学校へ提出してください。

期限後の申請は、2次募集分として受付いたします。支給が大幅に遅れます。

★お問い合わせ先：霞ヶ浦高等学校 事務室【電話】029-887-0013／4755

「奨学のための給付金(通常給付)」対象者及び給付額等確認シート(県内高等学校等在籍者)
(生活保護(生業扶助)世帯、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯向け)

申請者氏名

高校生等は、平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

生活保護(生業扶助)世帯、あるいは令和7年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

令和7年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

はい

いいえ

入学した学校は通信制高校ですか？

はい

いいえ

ケース1

生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等は、52,600円(前倒し給付受給者は39,450円)が支給されます。

提出書類1へ

ケース2

「非課税世帯」で、通信制の高校生等は、52,100円(前倒し給付受給者は39,075円)が支給されます。

提出書類2へ

ケース3

「非課税世帯」で、通信制及び専攻科以外の高校生等は、152,000円(前倒し給付受給者は114,000円)が支給されます。

提出書類2へ

該当するケースに下記例のようにチェックしてください。

レ

提出書類1(生活保護受給世帯の場合)

- ①様式第1号 奨学給付金受給申請書
 - ②様式第8号 委任状
 - ③生活保護受給証明書(7/1以降発行)
- ※「生業扶助」受給が確認できない場合は、「生業扶助受給証明書(様式第18号)」を提出。

提出書類2(非課税世帯の場合)

- ①様式第1号 奨学給付金受給申請書
- ②様式第8号 委任状
- ③様式第14号 扶養誓約書
- ④令和7年度(非)課税証明書(保護者全員分の証明書が必要。)→下記の【留意事項】をご覧ください。

【留意事項】

- 1 令和7年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者のどちらも「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 2 就学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
- 3 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
- 4 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。